

## 規則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第十号

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表中第五号を削り、同表第六号イ中「野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場」を「サッカー場、ラグビー場、野球場、陸上競技場」に改め、「障害者」の下に「（その介護者を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同表第五号とし、同表中第七号を第六号とし、第八号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次の一号を加える。

二十一	埼玉県長瀬射撃場利用料金	免除	
-----	--------------	----	--

### 附則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。